

「さいたま市内水ハザードマップ作成業務」仕様書

1 件 名

さいたま市内水ハザードマップ作成業務

2 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 外

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 2 7 日まで

4 目 的

平時に住民が見て、水害リスクを認識し、いざという時に的確な避難行動をとることができるよう、市が作成した想定最大規模降雨における雨水出水浸水想定区域図等を基に内水ハザードマップを作成する。

5 作成方法

(1) 作業概要

ア 図式使用、レイアウト等については、現行の内水ハザードマップを参考にしながら、委託者と協議のうえ、新たに作成するものとする。

イ 各面に防災情報等を組み入れたものとする。

ウ 印刷図の基図は、さいたま市地形図とする。

エ 作成にあたり、使用許可等が必要な場合は、適宜手続きを行うものとする。

(2) 雨水出水浸水想定区域図のデータ作成

ア 内水ハザードマップの作成にあたり使用した雨水出水浸水想定区域図等、避難場所及び施設情報等のポリゴンデータを作成する。なお、データは Shape とし、属性は、浸水深並びにランク等を入力する。

(3) 地図調整

ア 雨水出水浸水想定区域図データ等を、コンピュータ処理により縮小し、さいたま市地形図と整合をとり、図式仕様に添う形で、線種の調整、色の調整を行い、版下データとして調整する。なお、縮尺は区ごとに以下の縮尺とする。

その他、掲載項目は記号等を用いて、地図上に表現する。

イ 地図面の作成にあたっては、主要道路や鉄道路線などを強調表示するなど、利用者の視認性の向上を図るものとする。

区ごとの縮尺

区名	縮尺
西区	1／12,000
北区	1／10,000
大宮区	1／10,000
見沼区	1／13,000
中央区	1／10,000
桜区	1／12,000
浦和区	1／10,000
南区	1／10,000
緑区	1／13,000
岩槻区	1／18,000

(4) 整飾関係

ア 地図余白部にタイトル・避難場所一覧・防災関係機関一覧・伝達経路の説明等をイラスト、色文字を用いて表現する。掲載する項目、使用するイラスト、説明文等については、委託者と協議の上、決定する。

イ 言語バリアフリーに配慮し、地図記号、ピクトグラムなどを使用すること。また、次の内容について英語、中国語、韓国語の3か国語について翻訳作業を行い、併記すること。

(ア) 記事関係

タイトル・内水ハザードマップの趣旨及び使い方・作成した条件及びシミュレーション方法・災害時の連絡及び情報など

(イ) 地図関係

凡例・浸水深の見方・避難所の一覧（タイトル部）など

(5) スケジュール・その他

ア 「11 貸与物」に記載のとおり、雨水出水浸水想定区域図等データについては、令和7年11月末頃の貸与を予定していることから、契約締結日からそれまでの間、情報面や整飾関係について作成を進めるものとする。

イ 情報面の作成にあたっては、気象庁など関係省庁の情報発信を注視し、適宜委託者と相談の上、最新の情報を掲載すること。

6 GIS・ホームページ掲載用地図データの作成

索引図、内水ハザードマップの分割図（画像）、印刷用データ等を作成し、GIS、インターネット上で閲覧できるデータセットを作成する。

※データ形式やサイズなどデータセット手法に関しては、別途協議を行う。

7 準拠する法令・関係図書等

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか次の法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 水防法
- (3) 河川法
- (4) 災害救助法
- (5) 防災基本計画
- (6) 埼玉県地域防災計画
- (7) さいたま市地域防災計画
- (8) 水害ハザードマップ作成の手引き（国土交通省水管理・国土保全局）
- (9) 内水浸水想定区域図作成マニュアル（国土交通省水管理・国土保全局）
- (10) その他関係法令、通達等

8 校 正

内容校正3回、色校正を3回行う。なお、校正時には印刷発色と同等の原寸大の色校正出力を行い、市の検査を受けること。

9 印 刷

- (1) 印刷は地図調製印刷により行うものとする。

ア サイズ：A1判 ※経本折り3山、二つ折り（仕上りA4判）

イ 用紙：マットコート紙 57.5kg ※用紙は同程度の紙質を含む。

ウ 色：4色フルカラー（両面）

エ 数量：以下のとおりとする。

印刷部数内訳

印刷種類	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	合計
納入部数	13,500	14,500	18,000	14,500	11,000	10,000	14,500	18,000	14,500	11,500	140,000

10 成果物・納品

印刷物について、梱包や梱包時の包装の表示については、委託者と協議のうえ、決定する。

また、納品場所への納品作業については全て受託者にて行うものとする。

下記の成果物を、市が指定する日、場所に納品すること。

- (1) 6 及び 8 で作成した内水ハザードマップ等の G I S データ・ P D F データ・ A I データ等一式 ※ C D — R O M 等に収めて納品すること。
- (2) 内水ハザードマップ（印刷物）

11 貸与物

下記貸与物のうち、(3)については令和 7 年 11 月末頃の完成を予定していることから、完成次第、貸与するものとする。

- (1) さいたま市地形図データ（Shape、PDF）
- (2) さいたま市構造化データファイル（さいたまっふ）
- (3) 雨水出水浸水想定区域図等データ（Shape）

12 作業条件

内水ハザードマップの雨水出水浸水想定区域や基図との整合及び鮮明な表現などの品質確保のため、測量士及び測量士補を配置して作業を行うこと。

13 成果物の帰属

本業務に伴う成果物に関する権利については、すべてさいたま市に帰属するものとする。

14 その他

本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合は、委託者及び受託者で協議の上取り決めを行い、受託者において協議記録を作成する。なお、協議記録については必要に応じて委託者の承認を得るものとする。